

## 第30回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年1月26日(月)午前9時33分から9時42分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

### 3. 出席委員

会長	12番	石堂 かよ子		
会長職務代理者	11番	牛野 進一郎		
農業委員	1番	久保田 力雄	2番	砂坂 浩一郎
	3番	高田 真盛	4番	黒木 りか
	6番	中之藪 堅二郎	8番	福 富久
	9番	原 雅喜		

#### 農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	上妻 亜紀
ハ.	小脇 尚武	ニ.	野里 一則
ホ.	雨田 俊哉		

### 4. 欠席委員

農業委員	5番	小山 幸良	7番	寺内 秀昭
------	----	-------	----	-------

#### 農地利用最適化推進委員(順不同)

ヘ.	片板 大作	ト.	崎田 善昭
チ.	原田 晃生		

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和7年度第22号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	才川 いずみ
農地振興係長	中峯 智恵美
農地集積支援員	牛野 学

## 7. 会議の概要

- 議長 これより、第30回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。  
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号8番 福富久委員、9番 原雅喜委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び第4項の規定による令和7年度第22号農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。
- 議長 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。
- 事務局 資料の2ページをお開きください。  
議案第1号は、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてです。農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権3件を定めたいので、承認を求めるものです。  
資料の3ページをご覧ください。  
農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。  
存続期間は令和8年3月31日から令和13年3月30日までの5年間で3件です。利用権を設定する者は3名、利用権設定を受ける者は2名となっています。  
資料は4ページ、内訳書です。  
整理番号1番、南種子町〇〇××番地、A・34歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Bが耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか1筆、地目はすべて畑、面積は2筆合計●●㎡でさとうきびを耕作します。権利の種類が使用貸借権のため賃借料はなし、期間は5年の新規設定です。図面は5ページに添付しております。  
整理番号2番、南種子町〇〇××番地、C・75歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Bが耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。権利の種類が使用貸借権のため賃借料はなし、期間は5年の新規設定です。図面は6ページに添付しております。  
整理番号3番、南種子町〇〇××番地、D・30歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、E・46歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか4筆、現況地目は畑、面積は5筆合計●●㎡で甘藷を耕作します。賃借料は10アール当り〇〇円の口座振込、期間は5年の再設定です。図面は7ページに添付しております。  
賃借権及び使用貸借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められます

ので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第 1 号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 1 号について、採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地 ○○地内 15 筆を議題にします。

それでは、事務局より議案第 3 号の説明をお願いします。

事務局 資料の 8 ページをお開きください。

議案第 2 号は、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので議決を求めるものです。

整理番号 1 番。台帳所有者が、鹿児島県鹿児島市○○番××号 F。

土地の所在は、南種子町○○字▽▽××番で、地目は畑。地積は●●㎡です。その他、田が 1 筆、畑が 13 筆、合計 15 筆。地積合計は●●㎡であります。参考資料として 9 ページから現地調査の資料を添付しております。

この 15 筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、1 月 13 日の現地調査において、会長、農地部長、月担当委員、事務局で現地確認をしております。

以上で議案第 2 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断についての説明を終わります。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。

これから、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第 2 号の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成のようですので、本案は原案のとおり、承認することに決定しました。

議長 以上で、第30回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。